

平成19年第5回防府市議会定例会会議録（その1）

平成19年12月3日（月曜日）

議事日程

平成19年12月3日（月曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 許可第 2号 防府市議会副議長の辞職について（追加）
- 5 選挙第 2号 防府市議会副議長の選挙について（追加）
- 6 議席の一部変更について（追加）
- 7 選任第 5号 防府市議会議会運営委員会委員の選任について
- 8 議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）
- 9 各常任委員会正副委員長の互選について
- 10 中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告
- 11 観光振興対策調査特別委員会の中間報告
- 12 選挙第 1号 防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 13 推薦第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 14 選任第 3号 防府市公平委員会委員の選任について
- 15 選任第 4号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 16 報告第 35号 有限会社野島海運の経営状況報告について
- 17 議案第 84号 山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 85号 山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について
- 18 議案第 86号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 19 議案第 87号 防府市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 20 議案第 88号 防府市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について
- 21 議案第 89号 防府市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定について

て

- 22 議案第 90号 防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例の制定について
- 23 議案第 91号 職員の育児休業等に関する条例中改正について
- 24 議案第 92号 職員の給与に関する条例及び防府市旅費支給条例中改正について
- 25 議案第 93号 防府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例中改正について
- 26 議案第 94号 防府市税外諸歳入金に対する督促等に関する条例等中改正について
- 27 議案第 95号 防府市敬老祝金支給条例中改正について
- 28 議案第 96号 防府市工場等設置奨励条例中改正について
- 29 議案第 97号 防府市都市公園設置及び管理条例中改正について
- 30 議案第 98号 平成19年度防府市一般会計補正予算(第4号)
- 31 議案第 99号 平成19年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第100号 平成19年度防府市と場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第101号 平成19年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 32 議案第102号 平成19年度防府市水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(28名)

1番	河杉憲二君	2番	藤本和久君
3番	山根祐二君	4番	斉藤旭君
5番	横田和雄君	6番	弘中正俊君
7番	木村一彦君	8番	重川恭年君
9番	松村学君	10番	伊藤央君
11番	原田洋介君	12番	大村崇治君
14番	山本久江君	15番	平田豊民君
17番	藤野文彦君	18番	高砂朋子君

19番	安藤二郎君	20番	今津誠一君
21番	河村龍夫君	22番	久保玄爾君
23番	山下和明君	24番	馬野昭彦君
25番	深田慎治君	26番	山田如仙君
27番	中司実君	28番	田中健次君
29番	佐鹿博敏君	30番	行重延昭君

欠席議員（1名）

13番 三原昭治君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長	中村武文君	議会事務局次長	徳富健司君
事務局次長補佐	中村淳二君	事務局係長	中嶋英雄君
事務局主任	片岡和史君		

午前10時 開会

議長（行重 延昭君） ただいまから平成19年第5回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、三原議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。5番、横田議員、6番、弘中議員、御兩名にお願い申し上げます。

会期の決定

議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの19日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月21日までの19日間と決定しました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

許可第2号防府市議会副議長の辞職について（追加）

議長（行重 延昭君） 本日、河杉副議長から議長に副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

本件につきましては、一身上に関する事柄でありますので、河杉副議長の退席を求めます。

〔副議長退席〕

議長（行重 延昭君） まず、辞職願を局長より朗読させます。

議会事務局長（中村 武文君） それでは朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い申し上げます。

平成19年12月3日

防府市議会副議長 河杉憲二

防府市議会議長 行重延昭様

以上でございます。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本件については、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

ここで、河杉前副議長から辞任のごあいさつをいただきたいと思います。

〔前副議長 河杉 憲二君 登壇〕

1番（河杉 憲二君） それでは、一言辞任のごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年の12月議会におきまして、皆様方の御推挙により副議長の要職に就任させていただき、今日まで皆様方の御支援と御協力によりまして大過なく務めることができました。これもひとえに皆様方のおかげと心より感謝申し上げたいと、このように思います。

私にとりましてこの1年は、さまざまな経験と、それからより多くの勉強をさせていただいた期間であったと、このように思います。今後とも議員の一員として防府市政の発展に努力してまいりたいと、このように考えておりますので、変わらぬ皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

選挙第2号防府市議会副議長の選挙について（追加）

議長（行重 延昭君） ただいま副議長が欠員となりました。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票をもって行います。

ただいまから投票準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

議長（行重 延昭君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（行重 延昭君） ただいまの出席議員数は 28 名でございます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（行重 延昭君） 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙は、記載所の前でお渡しいたしますので、点呼に応じて順次お受け取り願ひ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。局長。

議会事務局長（中村 武文君） それでは、点呼を行います。敬称は省略させていただきます。

〔点呼 投票〕

議長（行重 延昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 投票漏れはないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（行重 延昭君） これより開票を行います。防府市議会会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に松村議員、横田議員の御両名を御指名いたします。

立会人の御両名は前に出ていただきます。

投票箱を開き、投票の点検をいたさせます。

〔開票〕

議長（行重 延昭君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数 28 票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票 24 票

有効投票中

原田議員 20 票

馬野議員 2 票

木村議員 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 7 票でございます。よって、原田議員が副議長に当選されまし

た。

ただいま副議長に当選されました原田議員に、防府市議会会議規則第31条第2項の規定により、当選告知をいたします。局長、お願いします。

〔当選告知〕

議長（行重 延昭君） これより副議長に当選されました原田議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 原田 洋介君 登壇〕

副議長（原田 洋介君） ただいま多数の皆様にご推挙をいただきまして、副議長という職につかせていただくことになりました。大変光栄に存じておりますと同時に、その職責の重さというものをひしひしと感じておるところでございます。

これからは、円滑な議会運営を目指して、行重議長をしっかりと補佐して頑張りたいというふうに思っております。何ゆえまだまだ若輩者でございます。議員の皆様はじめ、市長をはじめとする理事者の皆様、執行部の皆様に引き続きの御指導、御鞭撻をいただきたく、またそのお願いをさせていただき、甚だ簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

（拍手）

議長（行重 延昭君） ここで、甚だ僭越でございますが、皆様にかわりまして、河杉前副議長と原田副議長に私の方から一言、謝辞とお祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

〔議長 行重 延昭君 登壇〕

議長（行重 延昭君） 河杉前副議長におかれましては、この1年間、私を補佐していただくとともに、円滑な議会運営のために一方ならぬ御尽力をいただきましたことに対し、衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。

今後ともそのすぐれた識見と判断力を遺憾なく発揮され、防府市発展のため御活躍くださいますようお願い申し上げます。まことに意を尽くしませんけれども、お礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

また、原田副議長におかれましては、御就任おめでとうございます。

現在、本市では、地方分権や少子・高齢化に伴うさまざまな課題を抱えております。また、議会においては、引き続きさらなる議会改革に取り組んでいく必要があり、大切な時期であると考えております。このような状況下での副議長就任でございますので、原田副議長さんには、豊富な知識と経験をもとに、政治的手腕を遺憾なく発揮していただき、防府市発展のため、また議会運営のため、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますけれどもお祝いの言葉とさせていただきます。おめでとうございます。

ここで、市長から執行部を代表して、新旧副議長にごあいさつを申し述べられます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） それでは、執行部を代表いたしまして、河杉前副議長さんへのお礼と、新たに就任されました原田副議長さんへのお祝いを申し上げたいと存じます。

河杉前副議長さんには、昨年１２月から１年間、大変多難な時期ではございましたが、適切な議会運営を図られ、その成果を上げられたところでございます。また、折々に御指導、御助言をいただき円滑な行政運営を図ることができましたこと、心から御礼申し上げます。なお、今後とも市政発展のため、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新たに就任されました原田副議長さん、まことにありがとうございます。御高承のとおり、昨年、市制施行７０周年を迎えました本市では、第三次防府市総合計画後期基本計画に基づき市民生活に密着した諸事業を展開し、さらなる８０周年、１００周年を見据え、山口県の雄都を目指して、総合的なまちづくりに取り組んでいるところでございます。どうか原田副議長さんには、その豊富な御識見と行動力を十分に発揮していただき、市政の発展に御尽力いただきますよう心からお願い申し上げますとともに、私ども執行部に対しましても、一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、執行部を代表いたしまして御礼とお祝いの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議席の一部変更について（追加）

議長（行重 延昭君） それでは、副議長の交代に伴いまして、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。副議長の議席につきましては、慣例により１番とすることになっております。したがって、原田副議長は１番へ、河杉議員は１１番にそれぞれ変更したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、原田副議長は１番、河杉議員は１１番と議席を変更することに決定しました。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれ御着席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 28 分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

選任第 5 号防府市議会議会運営委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第 5 号を議題といたします。これより議会運営委員会委員の選任を行います。

防府市議会委員会条例第 8 条の規定により、御指名いたします。

事務局長から報告させます。

議会事務局長（中村 武文君） 御報告申し上げます。敬称は省略し、順不同でございますが、御了承願います。

久保議員、高砂議員、松村議員、山田議員、以上でございます。

議長（行重 延昭君） ただいま報告しましたとおり、議会運営委員会にそれぞれ御指名をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員にただいま御指名いたしました方々を選任いたしました。

なお、防府市議会委員会条例第 4 条第 2 項の規定により、議会運営委員会の委員定数は 10 名となっており、ただいまのところ 6 名の欠員を生じております。この定数に満たない部分の選出方法については、本議会の申し合わせにより協議の上、決定することになっておりますので、ここで暫時休憩し、議会運営委員会を開催の上、ただいま選任されました 4 名の委員の方に御協議をお願いいたします。

委員の方は、1 階第一委員会室にお集まりください。

なお、委員以外の皆さんは、委員選出のため会派内での協議等が必要な場合がございますので、各会派の部屋の方で待機されますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 45 分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、欠員が生じております 6 名につきま

しては、息吹、新人クラブ、日本共産党、平成会、みどりの会、民友会からそれぞれ1名を選出することになり、6会派内で協議が行われ委員が選出されましたので、事務局長より報告させます。

議会事務局長（中村 武文君） 御報告申し上げます。敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

伊藤議員、重川議員、木村議員、深田議員、安藤議員、斉藤議員、以上でございます。

議長（行重 延昭君） ただいま報告しましたとおり、議会運営委員会にそれぞれ御指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会にただいま御指名いたしました方々が選任されました。

ここで、議会運営委員会の正副委員長の互選を行います。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩といたします。委員の方は1階第一委員会室にお集まりください。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので、御報告申し上げます。

委員長に久保議員、副委員長に高砂議員、以上でございます。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。この際、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題といたします。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてお諮りいたします。議会運営委員長から、所管事項のうち防府市議会会議規則第95条第2項の規定によって、1、次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査、2、議会運営に関すること、3、会議規則、委員会条例等に関すること、4、議長の諮問に関すること、5、議会運営の効率化の調査等に

ついて、地方自治法第109条第9項の規定による特定事件として閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長からの申し出のとおり、申し出の事件について、閉会中もなお調査・研究を行い、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については、議員の任期中の継続審査とし、その他の事件についてはその調査・研究等が終了するまでの間、これを特定事件として審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、申し出の事件を地方自治法第109条第9項の規定による事件とし、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については議員の任期中、その他の事件についてはその調査・研究等が終了するまでの間、審査に付することに決定いたしました。

各常任委員会正副委員長の互選について

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。慣例により、各常任委員会正副委員長の互選を行いたいと思います。したがいまして、この際、各常任委員会正副委員長互選のため暫時休憩し、各常任委員会を開催していただくことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、これより暫時休憩し、各常任委員会を開催の上、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、各常任委員会の開催場所を御案内いたします。総務委員会は1階、第一委員会室、教育民生委員会は1階、第一応接室、経済委員会は1階、談話室、建設委員会は1階、議会運営委員会室、以上ですので、よろしく願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に互選が行われましたので、結果を御報告いたします。

総務委員長、松村議員、同副委員長、伊藤議員、教育民生委員長、河村議員、同副委員長、山根議員、経済委員長、中司議員、同副委員長、佐鹿議員、建設委員長、山田議員、同副委員長、横田議員、以上でございます。

中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告

観光振興対策調査特別委員会の中間報告

議長（行重 延昭君） この際、中心市街地活性化対策調査特別委員会及び観光振興対策調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

なお、質疑につきましては、各特別委員会の中間報告の後、一括で受けたいと思います。まず、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告を受けます。原田特別委員長。

〔中心市街地活性化対策調査特別委員長 原田 洋介君 登壇〕

1番（原田 洋介君） 去る10月2日に、中心市街地活性化対策調査特別委員会を開催いたしましたので、その経過について概要を御報告いたします。

まず、「防府駅北土地区画整理事業」についての説明の主なものを御報告いたします。

平成18年度末における事業の進捗率は、事業費ベースで約80%ということでございます。平成19年度以降については、D・E街区の建物移転、基盤整備、換地処分及び登記を行い、平成21年度をもって事業を完了する予定とのことでございます。

続きまして、「中心市街地の商業活性化」についての説明の主なものを御報告いたします。

中心市街地の商店街の状況は空き店舗率の減少が見られていましたが、最近になり再び空き店舗率の悪化が見られ、また、営業店舗数自体も減少しているということでございます。

そこで、平成16年度まで実施されていた空き店舗対策事業を今年度より再開し、また、「TMOまちづくり防府」によるチャレンジショップ事業、繁盛店育成事業等への補助を引き続き継続することにより、商店街の連続性を維持し、活力のある商店街形成を助成していくとのことでございます。

以上の報告を受けた後、質疑に入りました。

主なものを申し上げますと、「商店街全体の営業店舗数は減少しており、中には営業店舗数が増加しているところもある。その要因としてはどのようなことが考えられるのか」との質疑に対して、「チャレンジショップ事業等で出店された方が商店街に新規開店されたり、繁盛店育成事業の成功例による波及効果があると思われます」との答弁がございました。

これに対して、「行政サイドとしても、意欲のある方々への支援を継続しつつ、各商店街と連携をとり、中心商店街の活性化、にぎわいの創出のため、商店街へ出店しやすい体

制づくりを進めてもらいたい」との要望がございました。

以上をもちまして、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 次に、観光振興対策調査特別委員会の中間報告を受けます。藤本特別委員長。

〔観光振興対策調査特別委員長 藤本 和久君 登壇〕

2番（藤本 和久君） 去る11月22日に、観光振興対策調査特別委員会を開催し、「今後の観光振興施策」について協議いたしましたので、その概要について御報告いたします。

まず、説明の主なものを御報告いたします。

「観光振興に向けての取り組み方針といたしましては、第三次総合計画後期基本計画に沿って本市ならではの特性を活かせるよう、情報発信の強化や受け入れ体制の充実を図り、また、回遊性と滞在時間の増加につながる観光ルートの整備を進めてまいります。

また、実施に当たっては、防府市観光振興懇話会など広く市民の意見や提言等をいただき、進めたいと考えています。

また、「歴史的環境整備地区」のうち、防府天満宮から周防国分寺を経て毛利氏庭園に至る区間は、貴重な歴史的観光ルートとして、道路や街並みの整備など「歴史を活かしたまちづくり」を進めたいと考えており、このエリアに、（仮称）防府市観光交流・回遊拠点施設の設置を予定しています。

さまざまな地域情報を提供し、人と人の交流を促進する「キーステーション」として位置づけ、仮に、「まちの駅」と呼んでいます。敷地が、2,500平方メートル規模で、建物は、500平方メートル規模を考えており、駐車台数は、大型バス3台、普通車40台程度で、施設内には、情報提供コーナー、軽食・喫茶、土産コーナー、展示・実演コーナー、休憩コーナー、トイレ、事務室、会議室を想定しています。

現在、天満宮参道西、周防国分寺前、毛利氏庭園駐車場を候補地として、土地利用、歩行者の回遊性、交通アクセス、景観形成上の観点等から比較、検討しています」との説明がございました。

これに対する質疑等の主なものを申し上げますと、「まちの駅の建設までの予定と運営形態は、どのように考えているのか」との質疑に対し、「観光振興懇話会や歴史を活かしたまちづくりデザイン会議から御意見をいただき、検討の上、市において決定し、平成20年度実施設計、21年度の建設予定で計画しています。「歴史を活かしたまちづくり事業」として、まちづくり交付金を念頭に進めたいと考えており、管理運営については、

公設民営を考えています」との答弁でございました。

また、「交通アクセスが重要な要素となるが、バスの駐車場が3台程度で対応できるのか。また、滞在時間を増加させる拠点施設となれば、大型バスや普通車の駐車台数からすると、飲食コーナーが50席程度では少ないのではないか」との質疑に対し、「大型バスについては、観光客をおろして、バスは別のところで待機することも可能で、また、食事のスペースについては、利用客が多い時期は、市内の食事の提供できる店舗とのネットワークを構築することなどで対応できるのではないかと考えています」との答弁でございました。

関連して、「災害時に、避難者に食事等が提供できる施設としての活用や関連した補助メニューを検討してはどうか」との意見がございました。

また、「このエリアには、散策に足りる街並みが求められるが、景観整備はどのように進めていくのか」との質疑に対し、「景観整備には、地域の協力が不可欠で、都市景観条例による区域指定に協力いただき、修景についてお願いをしてみたいと考えています」との答弁がございました。

これに対し、「景観整備を進めるには、区域も含めたルールづくりや市の支援についても、早い時期に具体的に検討する必要がある」との意見がございました。

また、「今後、観光振興を図るには、何が不足し、何が求められているのか調査、分析し、個別に体系づけた上で、観光戦略を早期に作成する必要がある」との指摘がございました。

以上をもちまして、観光振興対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各特別委員会の中間報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、各特別委員会の中間報告を終わります。

選挙第1号防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

議長（行重 延昭君） 選挙第1号を議題といたします。これより防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の任期が12月24日に満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙を行うものでございます。なお、議案に参考資料を添付しておりますので、参考にしていただければと存じます。

お諮りいたします。本選挙につきましては、指名推選の方法により行いたいと思います

が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本選挙は指名推選によることといたします。

指名の方法についてお諮りいたします。各行政区域ごとの代表議員による選考委員をもって選考をお願いするものとし、現在、議員のいない野島地区は華浦地区に含め、同様に向島地区は新田地区に含めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選考委員を設けることといたします。

各行政区域ごとの委員につきましては、あらかじめ届け出をいただいておりますので、御報告申し上げます。

富海地区、平田議員、牟礼地区、原田議員、松崎地区、馬野議員、佐波地区、田中議員、勝間地区、今津議員、華浦地区、山下議員、華城地区、河村議員、中関地区、中司議員、新田地区、安藤議員、右田地区、弘中議員、西浦地区、久保議員、大道地区、行重議員、小野地区、横田議員、以上でございます。

ただいまの行政区域代表の議員さんに選考委員をお願い申し上げたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この13名の代表の議員さんを選考委員とすることに決しました。

なお、選考委員の皆様には、慣例として各行政区域ごとに1名の候補者を選出していただくことになっており、来る12月18日火曜日、予備日ではございますが、午前10時から選考委員会を開催し、選挙管理委員及び補充員の被指名人の決定をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、選考委員の皆様は、本日の会議終了後、1階、第一委員会室に御参集いただきますようお願い申し上げます。

推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（行重 延昭君） 推薦第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち加藤芳昭氏の任期が、平成20年3月31日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第3号については、これに同意することに決しました。

選任第3号防府市公平委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第3号防府市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市公平委員会委員のうち金子省弑氏が12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

金子委員は、平成11年4月から公平委員会委員として本市の人事行政に御尽力いただいております。その豊富な経験や識見から委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第3号については、これに同意することに決しました。

選任第4号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第4号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち山崎忠昭氏、吉富克史氏が12月10日をもって、藤井安民氏が12月14日をもって、また、宮川晃一氏が平成20年1月19日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

山崎委員につきましては、平成7年12月から4期、12年間、藤井委員につきましては、平成16年12月から1期、3年間、宮川委員につきましては、平成14年1月から2期、6年間にわたり、本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

吉富委員につきましては、引き続き委員としてお願いするとともに、新たに板村壽一氏、堀越政美氏、中谷美智子氏を委員としてお願いするものでございます。

板村氏は、昭和35年に防府市役所に入所され、駅周辺開発部駅北開発課長、都市整備部次長、財務部理事などを歴任され、平成14年7月に退職されております。その後、防府市財務部競輪局参与として本年3月まで勤められました。

堀越氏は、平成4年に司法書士資格を取得され、平成7年に司法書士事務所を開設され御活躍されております。

中谷氏は、昭和40年に防府市役所に入所され、健康福祉部高齢障害課高齢化対策室長、健康福祉部高齢障害課主幹などを歴任され、平成19年3月に退職されております。

いずれの方も知識と経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） 決して否定するものではありません。この件に関しましては、さきのときにも提言申し上げましたけれども、地域のバランスというものがございまして、人選については議会とも十分調整をとられたかどうか、その辺をちょっと尋ねておきます。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 議会と調整をとられたかということでございますが、調整はいたしておりません。

なお、その地域性ということは今お尋ねでございますが、御存じのように、評価委員は12名でございます。地区だけで言えば一般的には15地区ございますから、その地域性というのがいかがかといいますか、その地域の中から選ぶというのがなかなか難しいという現状もあろうかと思しますので、私どもの方で選任をさせていただいておるわけでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） 例えば、このたびの選任で、牟礼地域がたしかなくなっております。それから、逆に松崎地域がかなり、3名か4名になっておりますですね。その辺、やはり市内全体のバランスというのは、今後の人選でも十分配慮していくことを要望しておきます。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第4号については、これに同意することに決しました。

報告第35号有限会社野島海運の経営状況報告について

議長（行重 延昭君） 報告第35号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第35号有限会社野島海運の経営状況報告について御説明申し上げます。

去る11月13日、定時株主総会において、平成19年度決算及び平成20年度事業計画の決定を見ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を報告するものでございます。

まず、平成19年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておりますとおり、収益から費用を差し引きますと、758万4,808円の赤字となっております。これにより、前期繰越損失金7,330万461円を合わせた8,088万5,269円が、次期繰越損失金として処理されました。

平成20年度も、引き続き離島航路整備法に基づく国庫補助航路の決定を受けておりますので、国土交通省の査定に基づき、損失金への補助額が決定されることになっております。

次に、平成20年度の事業計画でございますが、野島住民の利便性を維持しながら、海上旅客輸送の安全確保に努めるとともに、引き続き事業の合理化を図ってまいりたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で報告第35号を終わります。

議案第84号山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第85号山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

議長（行重 延昭君） 議案第 8 4 号及び議案第 8 5 号を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 8 4 号山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について並びに議案第 8 5 号山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について、一括して御説明申し上げます。

本 2 議案は、平成 2 0 年 3 月 2 1 日に美東町及び秋芳町が美祢市と合併することに伴い、美東町及び秋芳町を 3 月 2 0 日限りで山口・防府地区広域事務組合から脱退させ、これに伴う組合規約の変更をすること並びに当該 2 町のふるさと振興基金出資金等に係る財産処分をするとともに、これを機に職員退職手当基金を廃止することによる財産処分をすることについて、関係地方公共団体と協議するため、それぞれお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております 2 議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第 8 4 号及び議案第 8 5 号の 2 議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 8 4 号及び議案第 8 5 については、原案のとおり可決されました。

議案第 8 6 号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長（行重 延昭君） 議案第 8 6 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 8 6 号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公

共団体の数の減少について御説明申し上げます。

本案は、平成20年3月21日付で、美祢市、美東町及び秋芳町を廃し、その区域をもって新たに美祢市が設置されることに伴い、山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、同日付で、新たな美祢市を当該広域連合を組織する地方公共団体とすることについてお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第86号については、原案のとおり可決されました。

議案第87号防府市選挙公報の発行に関する条例の制定について

議長（行重 延昭君） 議案第87号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第87号防府市選挙公報の発行に関する条例の制定について御説明申し上げます。

現在、衆議院議員、参議院議員及び都道府県の知事の選挙におきましては、公職選挙法で選挙公報の発行が義務づけられておりますが、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員及び市町村長の選挙につきましては、いわゆる任意制選挙公報と言われ、その発行は、条例で定めることとなっております。

本案は、市議会議員と市長の選挙において、選挙公報を発行するため、条例の制定をお願いするものでございます。

各候補者の氏名や経歴、政見、顔写真等がまとめられた選挙公報を発行し、市内の有権

者世帯に配布することで、候補者を選ぶ重要な判断材料としての情報を提供し、参政権を促し、ひいては投票率の向上につながるものと考えております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第87号については、総務委員会に付託と決しました。

議案第88号防府市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について

議長（行重 延昭君） 議案第88号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第88号防府市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本年2月に公職選挙法の一部が改正され、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動用のビラを頒布すること及び当該ビラの作成費用について、条例の定めるところにより公費負担することができることとされました。

本案は、法改正の趣旨を踏まえ、本市の市長選挙における選挙運動用のビラの作成に要する費用について、国政選挙に準じ公費負担するため、条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 88 号については、総務委員会に付託と決しました。

議案第 89 号防府市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定について

議長（行重 延昭君） 議案第 89 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 89 号防府市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市の教育委員会にあっては、条例を定めることにより 6 人以上の教育委員をもって組織することができることとされましたので、多様な市民の意向を教育行政により一層反映することができるよう、委員の定数を現行の 5 人から 6 人にしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 90 号防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例の制定について

議長（行重 延昭君） 議案第 90 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 90 号防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例の制定

について御説明申し上げます。

本案は、旧防府図書館を改修し、来春のオープンを目指しております文化財郷土資料館の適正な管理と運用を図るため、条例の制定をお願いするものでございます。

この施設は、本市及びその周辺地域の歴史や民俗、考古などに関する資料の保存と活用を図り、郷土の歴史及び文化に対する市民の理解を深め、市民の文化的向上を図るため設置するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第90号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第91号職員の育児休業等に関する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第91号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第91号職員の育児休業等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給について、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内で、必要な調整を行うことができることとするもの、育児のための部分休業の承認要件を緩和しようとするものなどございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第91号については、原案のとおり可決されました。

議案第92号職員の給与に関する条例及び防府市旅費支給条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第92号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第92号職員の給与に関する条例及び防府市旅費支給条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、職員が県外へ赴任する場合に支給する手当等を国に準じて定めるため、条例の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、給与につきましては、地域手当を新たに支給できるようにするとともに、住居手当、単身赴任手当等について、所要の改正をするものでございます。

また、旅費につきましては、移転料の額を明確に規定するとともに、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） 今、説明では、国の何か規定が変わったからということらしいのですが、実際には東京とか大阪に事務所はないわけですよね。これは、だからそういうことを想定して条例に地域手当をつけ加えられたのか、その辺をちょっと聞きたい。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えいたします。

想定をしておるかと言えば、想定はいたしております。といたしますのは、現在の世の中、あるいは前回ですか、いつでしたか、議員の方からもそういったいわゆる研修をやってはどうかというふうな御提案もありました。そういった中で私どもも今、いわゆる国の機関

と研修に出せるか出せないかということ協議をさせていただいております。そうしたことを前提に考えておりますので、当然こういった条例の整備は事前しておくということの中で、今回お願いをいたしましたものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） 確認します。

要するにこれは、東京都とか大阪市に行って研修などがあると、そういうときに例えば何日か行くというときのことでか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今回想定をいたしておりますのは、今、国の方に1年間派遣をしたいという考えであります。大阪等も視野に入れておるのは、当然出先機関等もございますから、そういった大都市にそういった赴任をさせる場合には、それぞれ手当を加算しようというものでございます。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第92号については、原案のとおり可決されました。

議案第93号防府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第93号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第93号防府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、日本年金機構法の制定により、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の条文整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第93号については、原案のとおり可決されました。

議案第94号防府市税外諸歳入金に対する督促等に関する条例等中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第94号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第94号防府市税外諸歳入金に対する督促等に関する条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、市税外諸歳入金に係る延滞金等を減免することができるよう条例を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、延滞金は、納付期限内に歳入金を納付されなかった場合に、督促の上、その納付遅延に対して課すものでございますが、納付期限内にどうしても納付できない特別な事情のある場合も考えられますので、そのような場合につきましては、納付期限内に納付された方と納付されなかった方との公平性の保持の観点から、やむを得ない理由があると認められる場合に限り減免することができるよう所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。28番、田中議員。

28番（田中 健次君） この条例の趣旨は結構なことだろうと思うのですが、やむを得ない理由ということはどういうものを想定されておるのか。あるいは、こういう

ものについては、具体的に規則だとかあるいは要綱などできちんと定めないと、非常にその辺の解釈があいまいになって、実際は条例を定めても、この条例が使われないということになりはしないかということも危惧するわけですが、この辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今おっしゃいましたやむを得ない理由ということでございますが、まず、大きく4つ考えております。1つは、納付義務者が亡くなったとき、2つ目には、生活保護法の規定による生活扶助または医療扶助を受けているとき、3つ目に、納付通知書の送達の実事を納付義務者において知ることができない正当な理由があるとき、4つ目は、この3つに掲げる以外の特別の事情ですが、それについて特別の事情の例示としまして、例えば手元に預金が極めて少なく、生活費の一部を割いて納付するときとか、期限を限って分納を受ける場合で、延滞金を納付できないやむを得ない理由があるときとか、納付義務者が失職等によりやむを得ない事情があると認められるとき、またこれら育児休業等収入の激変で延滞金を納付できないといったこと、それから、さらに事業等を営んでおられて、売り上げ収入等の生活必要資金、営業資金等の合計額と比較して、収入超過額がわずかであるか、または支出額が過大であると、こういったことを想定しております。

今、議員がおっしゃいましたけれども、こういったことをちゃんと条例にうたわなくては実効性がないのではないかということでございますけれども、私どもとしましては、こういったことをちゃんと設けておりまして、その辺で適正な運用を図りたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 私が申したのは、条例ではなくて規則あるいは要綱というような、そういう形できちんとすべきではないかということでもあります。そういった点では、今、示されたものですので、これがすべていいか悪いか、にわかにかこれで足りているのかどうかわかりませんので、その答弁ということでお聞きをして、また不足があれば折に触れて提言をいたしたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第94号については、原案のとおり可決されました。

議案第95号防府市敬老祝金支給条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第95号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第95号防府市敬老祝金支給条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、敬老祝金の支給につきまして88歳または100歳になられた方で、9月1日の基準日までに御不幸にもお亡くなりになられた方について支給できることとするため、改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第95号については、原案のとおり可決されました。

議案第96号防府市工場等設置奨励条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第96号を議題といたします。理事者の補足説明を求めま

す。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第96号防府市工場等設置奨励条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、本市における工場等の設置について、より一層の企業立地を促進し、経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、奨励措置の対象業種に電気・ガス・熱供給・水道業及び卸売業を加えるとともに、用地取得についての奨励措置を新たに設けようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） 従来の工場等については、対象は製造業、それと道路貨物運送業または倉庫業と、こういうふうになっておったわけですが、これを今、市長の御説明がありましたように、電気・ガス・熱供給・水道業・卸売業にも拡大するということなんですけれども、これも先ほどの質問と同じように、例えば電気・ガス・熱供給、こういったものは、工場設置がこれからどのように見込まれ、こういうことが起こり得るといことなのか、その辺をちょっと今になって追加になっておりますけれども、その追加になった背景というのをもうちょっと詳しく説明していただきたいと。例えばこういう卸売業の工場ができるみたいですか、あるいは熱供給の会社が新たにできたとか、できる可能性があるとか、そういうことがあるのかどうか、その辺をちょっとお願いします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の御質問ですが、まず1点目の電気・ガス等々のそういった事業所が防府市に進出してくることが見込まれるか否かという御質問なんですけれども、現在、そういった電気・ガスを含めまして進出が具体的に見込まれているという段階ではございません。

それと、2点目のこういった事業所の種類の拡大でございますけれども、電気・ガスにしましても、ほかの卸売業も含めておりますけれども、やはり受け入れのキャパを持たなければならないということで、そういった業種を今回、条例改正の中で受け入れが可能ないようにしております。だから、これもいずれにしましても、まだ具体的にそういった企業からお話があったよとか何かありましたよということではございません。いつでも防府市に御相談があればぜひ来ていただきたいという意味合いでの条例改正でございます。よろしく申し上げます。

議長（行重 延昭君） 22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） そういうことであれば、もっと早くやっておればよかったと思うのですけれども、それまではそういうのを想定していなくて、電気・ガスとか始めたということであれば、当然これと並行して中小企業ですとか3億円以下の事業所だと思えますけれども、そういったものを工場誘致するという企業課といいますか、そういった課があるわけでもないし、そういったものを推進している部がどこにあるのか知りませんが、それは外に発信しているのですか。その辺についてちょっと聞きます。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、本市の場合は、行政の組織の中に他市にありますような企業誘致課とか、そういった具体的な名称を持った課がありませんけれども、防府市では、企画政策課の方が企業進出等々の、誘致等々の窓口になっております。それをまたバックの方で補完する部隊としましては、私の産業振興部の中にあります商工振興課も一定程度の関与をするという形で今、事を進めているということでございます。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 3点ほど確認させていただきます。

不動産の関係の方々からよくお話を聞くのですが、周辺では山口市の方がやはり用地の取得がコスト的にもしやすいと。このたび1億を超えないというところで30%の補助ということで、非常にいいとは思いますが、今回この条例改正によって、近隣との防府市の格差というのはどのように分析されているのか。防府市にとって非常にいい形になる、近隣の都市と比べてもいい形になっていくのか、その辺のところをまず1点と。ぜひ積極的にこの条例改正についてはPRしていただきたいと思いますが、どのような方法を考えられているのか。

それと、従来からこのような補助メニュー、条例等々あるのですが、どうも受け身のよさな感じがします。せっかくこのように思い切った条例改正をされるのであれば、ぜひとも今後、不動産関係とか民間企業等々に積極的に働きかけていただきたいと思えますけれども、担当局としてどのようなお考えか、以上の3点をお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） まず、1点目の近隣の都市、これはちょっと具体的に山口市の方のお話も出ましたけれども、との比較でございますけれども、今、山口市さんの名前が出ましたのでたまたま言いますが、今、土地の購入に対する30%の補助の点につきましても、中小企業であれば、山口市さんの場合は2,000平米以上の土地の取得がないと対象にしませんよということに、たしかお聞きしております。本市の場合は、今、

条例改正をお示ししましたように、中小企業であれば1,000平米でございますので、進出を予定される、また考えられる中小企業からいえば、防府市の方に進出がしやすいのではないかなというふうに思っております。

他にいろいろ要件があるわけですが、この近隣都市と比較して遜色はないというふうに思っておりますし、ただ1つ、性格の違いがあるのですが、今の、山口市さんの場合はみずからがつくられた、俗に言います、工場団地のような土地があるんですけれども、そこへ今、企業誘致を熱心に、また果敢にしていってらっしゃいますし、我が市の場合は、市が造成しましたような、そういった直接の工場用地というのはありません。したがって、他市からの、県外からの企業につきましては、民間の土地を求めていらっしゃるようになるかと思っておりますので、その辺の立地環境というものをやはり整えてあげる方が、企業進出、立地に対しての促進が図られるものというふうに思っております。

それと、2点目のPRの方法なんですけれども、この条例が可決され、また実行に移される段階になりましたら、先ほど言いましたように庁内では企画政策課等々と連携をとりながら、外に向けてこういった進出しやすい条件をつくりました、環境整備をしましたということで発信はしていきたいというふうに思っております。

それと、今の3点目もちょっと、そうですね、(「手段はどういう」と呼ぶ者あり)手段ですか。手段は、いずれにしましてもいろいろな媒体を使って、防府市はこういった受け入れの環境を持っていますよというふうにする、また商工会議所等とも連携をとりながら外に発信していくというふうに、今思いつくのはそういったことなんですけれども、こういうことで努力を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 9番、松村議員。

9番(松村 学君) 最後に気づきですが、民間企業でも、用地は取得しているもののまだ全く使用されていない用地があると思います。特にマツダ関連の企業用地というのはそういうのがかなり多いのではないかなと思うのですが、そういうところにもしっかり働きかけられまして、そういう、あいたところに企業が建って、またそういう固定資産税等々市としても収入があるわけですから、ぜひともそういう形で市の職員の方々には足を運んでいただいて、しっかりと頑張っていたきたいと思っております。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第96号については、原案のとおり可決されました。

議案第97号防府市都市公園設置及び管理条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第97号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第97号防府市都市公園設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、今年度、向島運動公園多目的広場に防球ネット・整地等の施設整備を行い、スポーツのできる運動公園としての機能を強化することに伴い、平成20年度からの使用料の額を改定しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、近隣の防府スポーツセンター運動広場の使用料等を勘案し、ソフトボールでの利用について使用料の額を改定するとともに、野球での利用についての使用料を新たに設定しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第97号については、建設委員会に付託と決しました。

ここで、昼食のため1時15分まで休憩といたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を続行いたします。

議案第98号平成19年度防府市一般会計補正予算（第4号）

議長（行重 延昭君） 議案第98号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第98号平成19年度防府市一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,333万5,000円を追加し、補正後の予算総額を368億6,244万2,000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、防府市クリーンセンターの整備事業及び運営事業、大道小学校屋内運動場解体事業、小学校給食調理等業務委託事業の計4件について債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、5ページの第3表でお示しいたしておりますように、消防施設整備事業及び防災対策事業について限度額の変更をいたすものでございます。

それでは、補正内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて、順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6ページの地方特例交付金につきましては、本年度の交付額が決定したことに伴い、当初予算との差額を補正いたすものでございます。

次に、8ページの使用料及び手数料につきましては、危険物製造所等設置許可申請手数料の増額を計上いたしております。

8ページ下段から15ページまでの国・県支出金につきましては、児童扶養手当給付負担金、児童手当負担金、事業運営円滑化事業費補助金、担い手農地集積高度化促進事業費補助金等の増額補正等を計上いたすとともに、消防防災施設整備費補助金が採択されなかったことに伴う減額補正及び県議会議員選挙費の精算に伴う委託金の減額補正等を計上いたしております。

次に、14ページ下段の寄附金につきましては、防府市向島の竹村荘一郎様から御寄附

をいただきました、華陽中学校の図書充実のための指定寄附金でございます。

次に、16ページの諸収入につきましては、国民健康保険団体連合会から市の委託事業者に支払われる支援費分を市の支払い分と調整するために、委託事業者から受け入れるものでございます。

16ページ下段の市債につきましては、市債の事業名の変更及び本年度の発行可能額が確定したことに伴う補正をお願いいたしております。

次に、歳出予算の補正でございますが、まず、18ページの2款総務費1項総務管理費につきましては、行政改革委員会及び市民参画懇話会の開催回数の増に伴う経費を計上いたしておりますとともに、地域協働支援センターの光熱水費の不足に伴う補正をお願いいたしております。

18ページ下段からの4項選挙費につきましては、去る4月8日に執行されました県議会議員一般選挙に係る経費について、精算に伴う補正を計上いたしております。

次に、22ページの3款民生費1項社会福祉費につきましては、国民健康保険団体連合会へ防府市社会福祉事業団への給付支払業務を委託することに伴う補正をお願いいたすとともに、平成18年度の事業費確定に伴う国・県返還金等を計上いたしております。

また、24ページの2項児童福祉費につきましては、支給対象者の増加に伴う児童手当の増額補正や児童扶養手当の支給額の増加に伴う補正をお願いいたすとともに、平成18年度事業費の確定に伴う県返還金等を計上いたしております。

次に、26ページの3項生活保護費につきましては、平成18年度事業費の確定に伴う国返還金を計上いたしております。

26ページ下段の4款衛生費1項保健衛生費につきましては、公衆浴場の経営を安定させるために、施設改修を行う経営者に対する公衆浴場経営合理化事業費補助金等を計上いたしております。

次に、28ページの6款農林水産業費1項農業費につきましては、大道の西畑農用地利用改善組合への担い手農地集積高度化促進事業に伴う補助金を計上いたしております。

28ページ下段、7款商工費1項商工費につきましては、灯油価格の高騰等によりサイクリングターミナルの燃料費が不足したことに伴う増額補正をお願いいたしております。

次に、30ページの9款消防費1項消防費につきましては、高規格救急自動車の入札差金等による減額補正等を計上いたしております。

なお、高規格救急自動車の購入につきましては、当初予算では、国庫補助事業として計上いたしておりましたが、採択されなかったことにより、起債事業に組み替えてお願いいたしているものでございます。

30ページ下段の10款教育費2項小学校費につきましては、大道小学校屋内運動場増改築事業に伴う建築確認申請手数料の増額補正を計上いたしております。

次に、32ページの3項中学校費につきましては、先ほど歳入の項で申しあげました指定寄附金を図書購入経費に充てるものでございます。

32ページ下段の4項社会教育費につきましては、図書館の光熱水費の不足に伴う増額補正をお願いいたしております。

次に、34ページ、5項保健体育費につきましては、小学校給食調理等業務委託業者選定委員会の委員謝礼を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明申しあげましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を2億4,338万4,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 30ページから31ページのところで、先ほどの説明で消防の関係ですけれども、国・県支出金のところが出なかったと。そういう形で起債事業に組み替えるというようなお話でしたけれども、そこを見る限り、地方債に組み替えているのは70万円で、一般財源420万3,000円、これはほかのものもひっくるめてになりますのでちょっと違うかもしれませんが、そういう形などで確かに市債で使っているのは間違いはないのですが、その事業全体をどういうふうに組み替えたかという説明はもう少し丁寧にしていただかないと、ちょっとおかしいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） これは、高規格救急自動車の補助でのことですが、これは当初、国庫補助ということで予定しておりましたが、不採択になりまして、これに伴いまして防災対策事業債という起債でこれに振りかえたものでございます。

それで、当初、補助額に対しまして補助裏が1,910万円あったわけですが、それに対しまして今回、補助がだめだったということで新たに起債を起こしたのが1,980万円でございます。この辺の差し引きが70万円ということで、これが地方債の70万円で上がっておるものでございます。

なお、これにつきましては、既にもう入札やら行っておりますので、一般財源の持ち出しそのものは500万円ぐらいになりますが、それとは別に今、このやりましたところを一般財源については420万3,000円のプラスアルファがあったと、こういうことでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 先ほど灯油の高騰によって、28、29ページですか、観光費でサイクリングターミナルの燃料費を増額補正したという話がありましたが、これは今、御承知のように灯油はもうすごい勢いで高騰しています。これは、二、三年前に他市であったことなんですけれども、学校のストーブが使えなくなって、もう燃料費が足りなくなって、一時学校の暖房をストップしたという事例がありました。そういうおそれがないのかどうか。当面もしこれから灯油の高騰によって補正を次にしなければいけないことが出てくるかもわかりませんが、それまでに冬が乗り切れるのかどうか、その辺の御心配は特に教育委員会あたりどうなのでしょう。子どもが寒さで震えるようなことがあってはいけませんけれども、他市の例ではそういう例がありました。どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 現時点におきましては、それぞれ学校で燃料費関係の予算も組んでおりますし、当然今からどのような寒さが来るのか、そのあたりのところもいろいろ事情によってまた違ってくるとは思いますが、現時点におきましては、そういった補正で今後補正を組まなければならないということは、まだ感じておりません。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） それならいいのですけれども、もし本当に学校で予算が足りないというようなことになったりして、ストーブを消さなければいけないというようなことにならないように、その節は財政の方でもやりくりをうまいことやってもらって、ぜひそういうことのないように緊急的にしてもらいたい。正式には次の補正でやればいいことですけれども、ひとつお願いします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第98号については、関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第99号平成19年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第100号平成19年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第101号平成19年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（行重 延昭君） 議案第99号、議案第100号及び議案第101号の3議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第99号から議案第101号までの3議案につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、1ページの議案第99号平成19年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成20年度から実施いたします生活習慣病予防のための健診及び保健指導の準備に要する経費を補正し、同額を予備費で調整いたしているものでございます。

次に、7ページの議案第100号平成19年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万6,000円を追加し、補正後の予算総額を1,156万8,000円といたしております。

今回の補正は、燃料費の価格高騰に伴う増額等を補正し、これらの収支差を一般会計からの繰入金で調整いたしているものでございます。

次に、15ページの議案第101号平成19年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、補正後の予算総額を51億5,277万5,000円といたしております。

また、第2条の地方債の補正につきましては、18ページの第2表でお示しいたしておりますように、起債の限度額を変更いたすものでございます。

次に、今回の補正の内容でございますが、歳入では、下水道事業受益者負担金の減額補正及び市債の増額補正を計上いたすとともに、歳出では、事業費の変更及び入札差金による費目の組み替え、並びに物件移転補償費の不足に伴う増額補正をお願いいたしております。

以上、議案第99号から議案第101号までの3議案につきまして、御説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第99号及び議案第100号については教育民生委員会に、議案第101号については建設委員会にそれぞれ付託することに決しました。

議案第102号平成19年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）

議長（行重 延昭君） 議案第102号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 議案第102号平成19年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、現在職員で行っております土曜日、日曜日及び休日並びに夜間に係る施設運転業務等の管理を、民間業者へ委託するための債務負担行為の期間及び限度額について定め、これに伴う所要の補正をお願いするものでございます。すなわち、予算第3条に定めております収益的支出の予定額を、防府市水道事業会計補正予算実施計画にお示しいたしておるとおり補正するものでございます。

補正予算書3ページにお示しをいたしております債務負担行為に関する調書につきましては、その財源等をお示しいたしておるものでございます。

なお、4ページ以降につきましては、今回の補正及び平成18年度予算の建設改良繰り越しに伴う所要の調整をあわせて行っているものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 4点ばかりお聞きをしたいと思います。

1点目は、行政改革委員会との関係でありますけれども、ことしの8月8日、市の方から行政改革委員会の方に2項目の諮問がされました。そのうちの1つが水道事業の経営改善ということで、その補足資料によりますと、諮問内容として業務委託の推進ということが掲げてあります。そういう中で今、行政改革委員会の中では、この業務委託の推進について鋭意検討されているのだらうと思うのですけれども、その検討を待たずに、こういう形で業務委託というものが出されるのはどういうことになるんだらうか。行政改革委員会の委員の皆さんには何か失礼な話のような気もいたしますし、筋道からいってもおかしいのではないかと思いますので、この辺についてどうお考えなのか、これをまずお示し願いたいと思います。

それから、2つ目は全体のスケジュール、今後どのような形でこの業者の選定という作業が進むのか、そのスケジュールについてお示しを願いたいと思います。

それから、3番目は、業務の遂行ということがきちんとされなければならないと思いますが、業務の遂行に要する技術及び技能の水準をどう確保するのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、補正予算の2ページで委託料という形で287万7,000円、これは、研修あるいは教育のような内容というふうに聞いておりますが、だれがするのか、どこでするのか、どのようにするのか、これについてお答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 今回、委託に関する補正を出させていただいております。委託の状況について、今お答えをいたします前に若干御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

私ども、かねがね当直につきましては、ぜひとも職員の手によることでなくして、いわゆる民間へ委託をしたいということが課題でございました。特に県下におきましても、全国におきましても、このような状況はない状況でございまして、市長部局におきましても、委託化という問題については、これが着々と進展をしておるという状況であります。ましてや、企業でございます水道がそのような経営手法をとらないということについては、私の経営責任に当たるというふうに思っておる次第でございます。

実は、当直は職員2名体制で現在やっております、さらに水道サービスセンターにおきましても、その職員が2人ほど当直でやっておるという状況については、全国にまれな状況でございます。各市の状況も私、調べに参りましたが、大概のところはシルバー等々民間のそういったところでございます、それで実際に問題を起こしておらないというのが状況です。

特に休日でありますとか祝日だとか、もしくは夜間に勤務をいたしますので、一元的には職員の勤務条件の緩和だというふうに考えておるところでございまして、また、この夜間、それから土日に対応いたしますのに、大体6人強ぐらいの人数を必要といたすわけでございまして、当然その人件費等についてはかかってくるわけでございます。

さらに、経費的には、例えば手当等々ございまして、宿直を1回いたしますと1,000円、それから非常執務とって外へ、これは私も実は2回ばかり夜間の当直につき合まして、または当直日誌を毎日閲覧いたしておりますが、大概はいわゆる滞納者世帯への水道栓をあけに行くというものがほとんどでございまして、それが1回出ますと

3,000円、2回出ると6,000円という状況です。さらに現場手当というものに300円ついておりますし、夜間については時間外の差額の支給をしておるという状況でございます。これらについては、すべて市民の皆さん、利用者のお客様の料金の負担にこれが係っておるということでもあります。特に独占企業であります水道事業については、この点は留意すべき点であるというふうに、私はかねがね思っておりました。

したがって、この1月に私は水道事業に着任をいたしましたわけですが、歴代管理者のこれは課題でございました。私の方も組合の方と早速交渉に入ったわけですが、それと同時に現状について確認をいたしました。特に問題ないというふうに私は思っております。

したがって、これらの当直の委託については、必ず実施をすべきことであるというふうに信念を持って事に当たっておる次第でございます。

そのような中で先ほどの御質問でございますけれども、まず、行革委員会の方へおっしゃるとおり諮問をいたしております。ただ、委託化は4月に実施でございます。それに伴う人事異動が当然、委託だけをするわけでは経費がかさむ、それはとりもなおさず市民の皆さんの料金に賦課をするという形になりますので、当然企業としての経営上は人事交流と同時にとなると、一体化ということでございます。

4月1日から委託を実施いたしますには、当然研修期間が必要でございますし、または入札等々のそういった手続も必要になってまいります。そういうことでございまして、実は、諮問というふうなことをいたしておりますが、やむを得ない状況でございまして、経営改善のためにはこの時期を失すわけにはいかないという、そういった気持ちの中で、この12月の議会に提案をさせていただいたという次第でございます。

また、委員の皆様につきましては、状況をお話し申し上げまして、了解をいただいております。というところを御報告させていただきたいというふうに思っております。

それから、全体のスケジュールということでございますけれども、今回の12月に一応入札の通知等々、若干おくれる可能性はございますけれども、今の予定では、今後設計図書の配布等々をいたしまして、それから、閲覧等々を経ました後に、今回の補正予算の議決がいただければ、入札というふうな形の作業に入りたいというふうに思っております。

それから、技術水準の確保という件でございますけれども、先ほども申し上げましたように、市民の方に不安を持っていただくような、そういった委託では非常に困るということでございますので、各市の当直の状況を見ますと、シルバー等に委託をしておるような、そんな状況もございますけれども、私どもについては、ある程度の実務経験がある方、も

しくはそういった水道に関する資格・技術を持っておられる方を責任者として入っていただくということを、これからの選定の中の条件といたしております。

特に今回の私ども予定をいたしておりますそういった業者さんにつきましては、全国的規模でもそういった水道技術に秀でた方々ばかりでございますので、特にそういった面での問題は生じないのではないかというふうに思っておりますし、3番目の技術の水準の確保という点についても、そのあたりから御理解いただければというふうに思っております。

それから、4点目に、研修についてだれがするのかということでございましたが、今のところ1月の末ぐらいから2カ月少しでございますか、研修を行う予定でございます。前半は水道局のいろいろな施設等々の事前研修をしていただきますし、後半につきましては実際の当直について職員が説明をするということで、これは指揮・命令では決ましません。そのような形で研修をさせていただくというふうに予定をいたしておりますところでございます。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 前段に長い趣旨説明がありましたけれども、それで行革との関係ですけれども、答申は出ていないけれども、今の時期を逃したら4月に間に合わないからすると。それで、委員の皆さんには了解をしてもらったという形ですけれども、私が担当の課に聞いたお話では、まだこれからまとめをするというふうに聞いておりますが、いつの行政改革委員会で、どのような形で委員の皆さんに了解をいただいたのか、もう少し明確にお願いをしたいと思います。

それから、これは、ただ委員の皆さんにそうやって了解を得て先走るということがこれもまたいいのかどうか、大きな疑問があるということをちょっと意見として申し上げます。

それから、全体のスケジュールですけれども、ほとんど具体的なことは何も言っていただけませんでした。議会の議決をいただいた後、入札の作業に入ると、これは当たり前で、だからそういう作業にどのようなスケジュールで入るのか、入札はいつごろしたいのか、それから、指名するのでしょうか、そういうことについてはいつごろ指名をするのか、入札はいつごろしたいのか、そういったようなことを、ぜひもう一度具体的にお答え願いたいと思います。

それから、実務経験者とかそういう人を責任者にするということですけれども、それは契約というような形の中でするのか、それとも一定の資格だとかそういうものをこちらが求めるのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、今のお話だと、研修をする主体というのは水道局になるのでしょうか、それとも受託する業者さんの方がするのでしょうか、どちらが主体となって研修するのか、御

回答願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） ちょっと質問が多かったもので順番を間違うかもわかりませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

おっしゃいますとおり、今、諮問は進んでおるところでございます。ただ、私の段階では、その内容についてどういうふうに進んでおるかということについては申し上げるわけにはいかないわけですが、先ほども申しましたように、今回の当直の委託に関しましては、私は水道事業管理者、いわゆる水道事業の責任者として当然やるべきことというふうに思っております。今回の補正を出させていただきました。この補正を出した後に、時期でございますけれども、各委員さんにその補正の説明をすると同時に了解をいただいたということでもあります。

それから、これからの作業ということでございますけれども、若干おくれる可能性はございますけれども、4月から万全な形で委託をするというふうな条件下でスケジュールを進めたいというふうに思っております。この12月の中旬あたりから入札の通知をいたしますと同時に、設計図書配布をいたしまして、今の予定では12月のごくごく後半に入札をいたす予定でございます。さらに、1月21日あたりからは具体的な契約を結びまして、研修に入りたいというふうに思っております。

それから、実務経験、どんな資格を求めるかということでございますが、先ほども若干申し上げておりますが、従事者につきましては水道事業に関する経験を有する者、あるいは責任者の方につきましては浄水場管理の資格をお持ちの方ということございまして、特に浄水場管理ということにつきましては、水質に関する問題は安全にかかわる問題でございますので、若干そういった条件をつけますと、委託料等々については高くなる懸念があるかなと思いますが、その点を考慮したものでございます。

最後の研修の主体ということでございますが、研修の主体はあくまでも相手様でございます。受託者ということでもあります。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） これで最後になりますのでやめますが、またこの水道業務の請負については、私は9月議会でも一般質問いたしました偽装請負に関係があると思いますので、その部分については、また一般質問で触れたいと思いますが、委員の皆さんに補正予算をつくって、それから了解をいただいたというのは、これはもう事後了解ですよ。こういうことがあっていいのかというのは、まず意見として言っておきたいと思います。

それから、入札の作業にもう中旬から入るとするのは、これは予算が通っていなくても、

もう設計図書の配布とかそういうことをするということになるわけですかね。これは、当然21日が最終本会議ですから、最終本会議で予算を議決して、それから業者さんに案内する、通知する、設計図書を配布すると、これが通常のやり方だと思うんですよね。水道局の内部でその準備をされるのは、もちろんこれは内部でやる作業ですから構わないんですけども、予算の議決もしないうちからそういった設計図書を配布するとか、これはちょっと問題があるということを指摘しておきたいと思います。

それから、最後の相手様が職員の研修をするということですけども、相手様が職員の研修をして、水道局の施設を使う、あるいは水道局の職員が説明をするということであれば、当然これは水道局の方にそれに見合う利用料あるいは講師料、こういったものを払わなければならないと思うんですけども、それがこの予算書の中にはどうも見当たりません。

これは、一般的な製造業の請負についての厚生労働省のガイドラインですけども、こういうものには、研修については、はっきりと利用料をもらうというような言葉が入っております。あるいは、私が今持っておりますのは、「労働者派遣と請負・業務委託・出向の実務」という安西さんという弁護士の方が書かれて、発行所は労働調査会という、これは民間企業の労務管理をする人たちが読む雑誌というのか新聞というのか、そういうのを発行している会社ですけども、そこが発行しているこの本には、明確に書いてあります。こういったものをきちんと取りなさいと。そのお金は委託料と相殺してはだめですよ。それぞれ歳入歳出別々に企業会計でしなさいと。ところが、この予算にはそういうものが歳入として含まれておりません。このような形で、あと、ほかの偽装請負に関係がある問題についても十分に検討されているとは言えない内容です。ぜひ良識を持ってこの予算を撤回されるということを要望いたします。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 御要望ということでございましたんですけども、歳入につきましては、利用料につきましては、これは研修期間でございますので、あちら様が主体的に今、業務を請け負われるという状況ではないというふうに思いますが、これも若干研究はさせていただきたいというふうに思います。

それから、これからの日程でございますけれども、今、設計図書等々につきましては、これは事前の準備でございますけれども、いわゆる予定価格を決定いたす時期、これが予算の裏づけがあるということのようでございますので、その点については、スケジュール的に急ぐという前提がある中で、そのようにさせていただいたことを御了解いただければというふうに思っております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 先ほどの田中議員とダブるところは省略して、2点ほどお伺いしたいと思います。

1つは教育ですけれども、2カ月間の研修をすると言われましたけれども、この教育内容といたしますか計画はどういう、座学で2カ月間やるのか、OJTでやるのか、そういったものを示していただきたいなと思います。

それともう1点ですが、外部委託にすることによってどの程度のコストダウンになるのか、これを長期的に示していただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 順を追って御説明申し上げたいというふうに思っております。

先ほども若干触れておりますけれども、今のところの計画では若干おくれる可能性はございますが、1月の末ぐらいから2カ月少しぐらいの研修期間という予定をいたしております。

前半、後半という形で分けておりまして、前半につきましては水道局、それから市内の各水道の施設がございますので、そういったところ、それは水源地だとか配水池だとかポンプ場だとかそういったところがございます、その運転操作だとか、また事務処理としての料金徴収、それから各種の受付業務、それから漏水、水道管の破損事故等々の対応方法について、事前に職員が説明をして研修をしていただくということでございます。

それから、後半でございますが、後半からは実務が伴いまして、実際は中央管理室というところで窓口がございます、そこで夜間の当直勤務をいたしておりますので、そこに職員とともに入っていただきながら職員が必要な説明をし、または見ていただいて研修をしていただくという予定をいたしております。

それから、コストダウンがどの程度かということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、大体6人強ぐらいの人数をこれに割いております。これは1日6人強です。したがって、これにつきましては、人件費だけを見ましても最低5,000万円はかかっておるのかなということでございまして、今回、仮にでございますが、委託料の債務負担行為を計上いたしておりますので、その数字から逆算させていただければ、3,000万円ぐらいの委託料ということに仮になりますと、2,000万円ぐらいのところでございます。

それから、例えばこれにつきましては、いわゆる労務管理上の事務経費、それから退職

手当、それから受託者が負担をいたしますいろいろな経費等々、プラスアルファも若干見込んでおるところであります。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 6人程度の水道局職員が勤務しておるといふことですが、これを外部委託することによって、この6人をどのようにされるのでしょうか。解雇するわけにはいかないと思うんですけれども、その6人は例えば市長部局へ行って、市長部局がそれを負担するのか、そこらを示していただきたいなと思います。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 企業ではございますが、水道職員は地方公務員でもございます。そういう意味では、これは蛇足でございますけれども、地方公務員としての規律の非常に厳しさ、それから企業としての経営上の厳しさをあわせて持っているのが企業職員であるというふうに、私は常々うちの職員には諭しております。これは関係ないんですけれども。

それは、廃職によって地方公務員法上には解雇ができるというふうな条項はございますが、そうは言いながら、職員にも生活がございますので、できましたら、人事交流は再開をするということの中で市長部局の方へ吸収していただきますし、経費についても市長部局の方で持っていただくということを基本的に考えておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） これは大事な問題でありますし、またほかの常任委員会所管でありますので、あえてこの場で聞きたいと思うのですが、もう一度お伺いしますが、今、土日・祝日・夜間でどういう業務をこの当直の人たちがやっているのか。今のお話だと浄水場の管理から集金まで、あらゆる水道局がやっているすべての業務をやっているようにも聞こえましたが、もう一度ちょっと念のため教えてほしいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 365日、夜間と、それから土日・祝日、職員が2人体制で勤務をいたしております。一番実は多いのは、例えば滞納された世帯に対して、お金を払いに来られてその段階であけてさしあげるといふ、いわゆる開栓等であります。それから、邸内の漏水についても通報が参りますので、蛇口の調子が悪いとか、それについては、先ほど申し上げましたように水道サービス公社が2人体制で待機をいたしておりますので、水道サービス公社の方へ連絡をするというところでもあります。

それから、各施設の機械の故障等々につきましても、これは今、中央監視室というのが

ございまして、各施設のポンプ場等については無人で運転をいたしております。故障が出ますと、それなりの警報が出てまいりますので、その故障の箇所を特定すると同時に、担当者がおりましたら、現状を見に行き、またポンプ等がとまっておれば、それを復旧するという作業は、スイッチを入れる作業がございしますが、それで手に負えない場合には担当職員を呼びながら対応するという状況がございします。

それから、あとは、いわゆる公道上の漏水という問題がございまして、これは週に1回程度ぐらい通報が実はあるんですけども、ほとんどは水がアスファルト上にしみ出ておりますよという状況でございまして、それに対してすぐ職員が対応するというような状況はごくごくまれではございしますが、そういう状況が、通報があれば、念のため現場を確認に行くというふうな作業がございします。

それから、先ほども議員さんおっしゃいましたように、24時間いつでも料金についてお持ちになられた方については収納、ちょうだいをいたしておりますので、そういった対応がございします。もちろん水道事業につきましては、コンビニとも対応をして料金の収納をいたしておりますので、その方も御利用をぜひいただきたいなというふうに思っております。

余計なことも話しましたが、御理解いただけましたでしょうか。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） お話を聞いてみますと、ますます重要な事柄のような気がしてきました。というのは、料金の徴収とか、料金を納められたから栓をあけるとかということは比較的問題ないと思いますが、いわば市のライフライン、上水道、これ全般の土日・休日・夜間については第一、初動の責任があるわけですね、この宿直の人たちには。ですから、例えば大きな水の噴出事故とかいろいろなことが考えられます。悪いことばかり考えてもしょうがないんですけども、しかし万一ということがありますので、そういう場合に市民の命にかかわるようなことも中には出てくると思うのですが、ひとつお伺いしたいのは、この業者に委託する場合には、そういうような重大な事故、損失が起こった場合には、その責任なり損失補償というのはどういうふうになるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 損失の補償につきましては、これから契約等々についてそういったものについて結んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、水道は確かにライフラインではございしますけれども、現状の世の中でライフラインと言えるものについては、例えば電気だとかガスだとか、そういったたぐいのものだけでなくして、河川だって道路だって、いわゆる通常の一般行政の中にありますソフト事業

についても、命にかかわるものも多々あるわけでございまして、最近では通信だとかそういったものもあるわけでございます。その重大な事故が起こったときには、それなりに契約等々で対処いたしますが、今回の当直業務については、実際そういう状況になったときには職員に引き継ぐという状況になりますので、市民の皆さんに絶対に心配をおかけするような、そういった委託については、私の責任としてしないということをお約束させていただければというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 私が心配するのは、水道局の業務をよく熟知した人たちが事に当たる場合はいいんですけれども、いわゆるさっきから言っているように初動のミスがあった場合、何かの場合に。連絡がおくれたとか、自分が直せると思ったらそれが直せないで大事故になったとか、そういう初動の判断がこういうライフラインの場合は、特に大事だと思うんです。そういう判断をする人たち、先ほどの論議を聞いていますと、どういふところへ委託されるかというのがいまいよくわからないんですけれども、かなりのプロでないと、これは私はそういう場合に極めてリスクが高いというふうに思うんですけれども、その点も含めてどういふところへ委託を考えておられるのか、もう一度お答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 現時点でその委託先というのは具体的には申し上げられません、いわゆる全国的にも水道技術を有した企業として実績のあるところへお願いをさせていただきたいというふうには思っております。

先ほどから何遍も繰り返すようでございますけれども、それには資格等々も有したところでございまして、議員さん御心配なさっておられますように、全くの素人の方にこれを委託するわけではないわけでございます。したがって、この水に関する安全または安心につきまして、少なくとも今と同等もしくはそれ以上のレベルは保たれるのではないかなというふうに考えております。特に水道にはいろいろな部門があるわけでございますけれども、その部門に卓越された業者さんでございますので、独特のノウハウを持っておいででございましょうし、そういった水道の分野に限定をいたしましたら、むしろそういったサービス体制というか、水道の維持管理の体制というのは保たれるというふうに考えております。

なお、民間の業者さんもこれを失敗をすると、もしくは迷惑をかけるということになれば、企業の存続にもかかわるわけでございまして、ましてやそれに従事するその職員の方も職を賭して仕事をされるということでございますので、そういった御心配には及ばない

というふうに基本的に考えておりますし、各市におきましては、先ほどもお話し申し上げましたように、シルバーに当直をお願いしておるといふような体制のところも多々あるわけでございますから、私どもはこれに対してかなり大きな担保をかけ、市民の安全・安心を守っておるといふふうに考えておりますので、どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 間で申しわけありません。

行革推進会議の方の立場からもあわせて御説明ですが、ちょっとその前に水道事業管理者というのは、市長から予算権とか人事権とかの委託を受けて、独立している機能を持っているということも御理解いただきたいと思います。

そして、今回の行革につきましては、いわゆる市長部局の方からこういった課題、13年来の行革が推進できていないということ踏まえて、むしろ市長部局の方で諮問をさせていただいたといった経緯でございます。

それから、今回の予算の委託云々ですが、これは行革の推進会議で行革推進をする以前から、いわゆる夜間も土曜も日曜も祝日も6人役がかかっているといったことについては、諮問する以前からの行革の課題でありまして、今回それとあわせて重なったということも御理解いただきたいと思います。

それから、予算議決までに資料頒布とか云々であります。これはフライングのないように、一般論としてこちらからも担当者の方に議決まではきちんと、動かないように、その辺は別の立場で指導等もしていきたいと思っております。

それから、具体的な効果云々ですが、6人役ほどかかっているわけですけれども、それについては、今、来年の4月を目指して人事交流がいいのか、いわゆる配置転換という方法がいいのか、そのあたりについては水道局と総務部で具体的な話に入っている、下話に入っているというような状況でありますことも、あわせて御報告申し上げます。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第102号については、建設委員会に付託と決しました。

議長（行重 延昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、12月10日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午後 2時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年12月3日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 横 田 和 雄

防府市議会議員 弘 中 正 俊